

# 仙石騒動と幕閣の抗争

南 和 男

## はじめに

幕閣の政争について著名なものとしては、松平定信と田沼意次両派の抗争などがある。また大名家の内紛、いわゆる「お家騒動」を幕府が裁許した伊達騒動（仙台騒動）は、広く知られているところである。また仙台騒動における伊達家と事情は異なるが、藩政にたいし幕府が干渉し裁判を行なって、藩政に参与していた老中・若年寄・大目付・勘定奉行などの幕閣を、幕府自ら処罰したものに金森騒動がある。

ここに取りあげた仙石騒動は、厳密に言えば第一次仙石騒動である（以下、省略して仙石騒動とする）が、当時江戸の人々はさきの伊達騒動のたんなる「小雛形」である<sup>(1)</sup>とみなしていた。そしてこの仙石騒動は従来は一般的に、幕府の裁許どおり同族の仙石左京ら一派を悪臣とみなしていた。しかし、戦後にいたって藩政の立場からすれば左京らは悪臣ではなく、財政的にゆきづまっていた藩政のたてなおしをはかった改革派であるとみる。そしてたんに一方を善、他方を悪とする従来の説が修正され、やがて定説化<sup>(2)</sup>した。

仙石騒動はたんなる「お家騒動」ではなく、幕閣の政争がからむという二重構造であった。さらに仙石騒動によって老中首座であった松平周防守康任は失脚し、新興の老中水野越前守忠邦はやがて老中首座となる。ついで天保改革の断行をみるにいたるのである。このような意味において、仙石騒動の政治史的意義は大きいものがあつた。

以下この小論は、仙石騒動とからんだ幕閣間の政争——具体的には老中水野忠邦と老中松平康任との政争——の過程を明らかにし、また仙石騒動の政治史的意義を明らかにしようとするものである。

## 一 仙石騒動の経緯

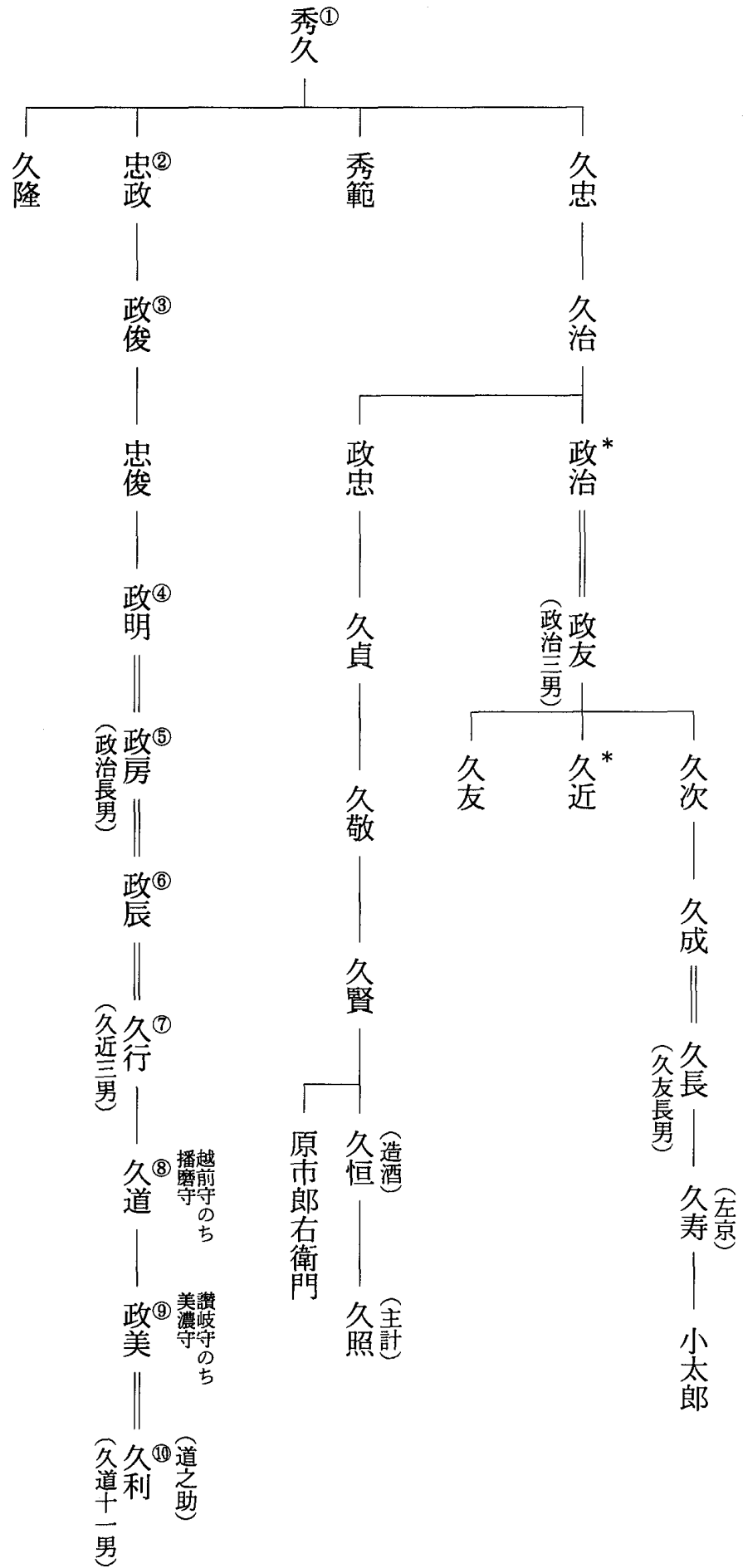
但馬出石藩（五万八千石）では、家老の仙石左京が、主家の第一の支流という由緒と門閥を背景に権勢をふるっていた。とくに文政四年（一八二二）以来、大老職と勝手方頭取を兼ねて、藩政をもっぱらとしていたのである（文政八年二月より一時大老職を解かれるが、同年一〇月政権に復帰する）。

文政八年（一八二五）藩主仙石美濃守政美が病死すると、左京は息子の小太郎を急死した政美のあとの継嗣とすることを謀ったのであろうか。急出府を命ぜられたおり、小太郎を伴って江戸に出発した。左京の家系から政房、久行の二人が主家をついだ先例があるので（別掲系図参照）、小太郎をたてるのは僭越ではないという考えがあったと思われる。この左京の行動は江戸の藩邸および国許では不評であった。反左京派の年寄らは合議して、四歳になる政美の弟道之助（政美の異母弟）を継嗣として幕府に願い出て許可をうけた。

左京は天保二年（一八三一）小太郎の妻に老中松平周防守康任（石見国浜田藩主）の実弟の寄合松平主税の四女をめとった。このような姻戚関係で左京は康任に接近し、その権力を背景として藩政の主導をより強固なものとしたのである。左京が康任ら権門に近づいたために投じた賄賂は三千両、あるいは六千両にのぼったといわれている。左京はまた前々藩主で隠居中の久道（政美の父）に取り入り、家中の士を自派に糾合して反対派を抑圧した。

当時仙石氏の家中に神谷転うたたという者があり、仙石氏の同族仙石弥三郎の用人をつとめて江戸にあった。転は左京が幕府の実力者と結び威勢がますます強大化したのを憂慮し、国もとの勝手役河野瀬兵衛に左京の意図を伝えた。瀬兵衛はこれを年寄

仙石家系図



○印、藩主

に知らせた。翌三年正月荒木玄蕃・仙石主計らは久道に左京の主家横領の野心ありと訴え、その罷免を求めたが逆に減知・隠居・逼塞を命じられ、河野瀬兵衛は追放となった。

瀬兵衛は江戸に出て左京の企図を訴えたりして、左京打倒の運動を続けた。そのため左京側の追求の手が伸びると瀬兵衛は幕領の生野銀山に逃亡した。生野は幕領であるため一大名にすぎない仙石家の手がおよばず、身の安全がはかれると判断したのであろう。しかし左京は親戚の松平主税を経て老中松平康任の力を背景に、生野銀山に足輕を派遣して瀬兵衛を捕え、自国領に連れ去り天保六年（一八三五）七月これを死罪に処した。松平康任と勘定奉行曾我豊後守助弼は内々連絡を取り、一大名の足輕が幕領に入り、元家来の瀬兵衛を捕えて領内に運ぶという不法行為の隠蔽をはかった。

左京はさらに瀬兵衛が得た情報は、江戸にいる神谷転から得たものであることを知り、転を国もとに召喚することとした。身の危険を知った転は藩邸を出奔し、麻布に居住していた柔術家渋川伴五郎の斡旋で下總小金の一月寺に入り、普化僧（虚無僧）となって名を友鷲と改めた。一月寺は、武州青梅の鈴法寺、京都の明暗寺とともに、普化宗の大本山の一つである。普化宗は江戸幕府の保護を受け「武門の隠れ家」といわれて外部の権力の容喙を拒否できる特権を宗掟として認められていた。そのため転はこの治外法権の場所に逃避して身の安全をはかったのである。

ところが仙石左京は執拗にも、町奉行筒井伊賀守政憲に友鷲の捕縛を依頼した。筒井は部下に命じて外出中の友鷲を捕えた。そして町奉行所より仙石家に引き渡そうとした。このとき友鷲の属する一月寺は、普化宗の特権にもとづいて友鷲の身柄を一月一月寺に引き渡すよう町奉行所に要求したが、一蹴された。一方、友鷲は自分が仙石家に引き渡されれば、河野瀬兵衛同様死刑となり、左京の行状を摘発する機会は永遠に失われるのは明らかなので、寺社奉行所で審問を受けたいと歎願した。幕府の裁判を受けることによって、左京らの行状を明らかにし、自己に有利な展望が開けると判断したのであろう。ここに以前より続いていた仙石家の内紛は江戸で一挙に噴出し、広く人々の注目するところとなったのである。

## 二 寺社奉行と町・勘定奉行との対立

町奉行筒井伊賀守政憲は仙石家よりの依頼に応じ、友鷲を逮捕したのであるが、寺社奉行井上河内守正春に五月一日につきのような書翰を送った。その要旨は友鷲を捕えたこと。友鷲の元主人筋の仙石道之助方に引き渡すつもりであることなどであった。これにたいし井上河内守(同じ一日、寺社奉行内での事件取扱者となる)は十日、友鷲の身分は普化僧であるから当然寺社奉行の支配下にあるとして、町奉行に友鷲の引き渡しを求めたことから、両奉行の意見は真っ向から対立した。そのためあつてか同月十四日、老中首座松平周防守康任より奥祐筆神原孫之丞を経て、つぎのような覚書が井上正春へ渡されている。

覺

筒井伊賀守方ニ而召捕候仙石道之助家来、早々引渡有之候様いたし度候事<sup>(3)</sup>

右のように寺社奉行へ老中から圧力があつたためか、六月十七日筒井より井上宛の懸合書は、前回の通達より一段と強硬なものがあつた。

(前略) 出奔もの諸家ハ捕渡之儀申越候節取斗方之儀ニ付而は、寛政度先役共ハ申上置、其後享和二戌年中是迄欠落之当人も御咎申付候上引渡来候得共、自然引渡及延引病死致シ候而は如何ニ付、以来は引合之町役人并欠落者を差置候者は、吟味之上右迄ニ而外子細も無之候ハ、奉行所ニ而御咎申付、出奔之当人共は御役所ニ而咎は不申付、直ニ其主人領主江引渡遣候積先役共同之趣も有之候得共、其節之書留御役所類焼之節致焼失当時之書留ニ而は不紛明之廉も有之候間、以後迎も右伺之趣ニ相心得可申哉之段、今般和泉守殿江改相伺候處伺之通被仰渡、此度之友鷲儀も是迄吟味之處ニ而は出奔後外之悪事は相聞不申、且人別之義も当時僧侶之人別ニ候共吟味之上出奔者と相聞、受人役寺迄も御咎附候程ニ候ハ、僧侶之人別とは難申儀ニ付、右伺済ニ准別段咎は不申付主人江引渡遣候見込ニ而取調罷在、尤請人久左衛門御咎難遁段は勿論ニ候得共、一月寺儀は役僧共申立之次第も有之候處、畢竟宗法之義は私共方ニ而難見極候故、右等之處をも込一應及御掛合候儀ニ御座候處、

一月寺迎も出奔之ものを末寺看主ニ申付候段は不念難遁哉ニ御挨拶之趣も御座候間、御差支も無之候ハ、此上一月寺呼出其段吟味詰、彌友鷲儀於主家之不屈迄ニ而外悪事も無之候ハ、請人久左衛門一月寺御咎、并当人は宗道取放之上道之助家来江引渡候積相伺可申と奉存候、依之御挨拶旁再及御懸合候

未六月

筒井伊賀守<sup>(4)</sup>

右によると、友鷲を仙石家に引き渡す理由は、①寛政度・享和二年の先例では、欠落者に咎を申しつけたのち引き渡している。しかし特に問題がなければ、出奔人に咎は申しつけず、其の主人領主に引き渡したい。②右のことは、すでに老中松平和泉守乗寛に伺ずみであると記している。

同月二十二日、今度は町奉行筒井政憲のみの意見ではなく、評定所一座の評議はつぎのようなものであった。

(前略) 縦令其主人領主之不屈ニ候とも、先ツ容易ニ引渡候筋ニは無之候得共、併御沙汰之通吟味之上更ニ他之引渡無之、主人領主ニおゐて之悪事而已之ものハ家政を御立被下御趣意を以、其間より引渡之儀懸合有之候得は引渡ニ相成候先例も有之義ニ付、右躰之類も一般ニ不引渡積兼而差極置候儀は如何ニ可有御座候間、其向より引渡之義不申聞以前召捕候もの吟味之上全主人領主限之悪事ニ而、更ニ他之引合無之ものは引渡遣、其余は享和度伺書之趣を以是迄取斗来候通相心得候様被仰渡可然哉と奉存候<sup>(5)</sup>

右はさきの町奉行筒井の意見が、評定所一座の評議として集約強化されている。右文の冒頭には朱書で「書面諸家を捕渡之義申聞候節取斗方向之趣評議仕申上候通、<sup>(町奉行)</sup> 榊原主計頭筒井伊賀守江被仰渡候旨被仰聞承知仕候」とあるので、この評定所一座の評議は老中の承認を得たものであり、榊原・筒井の両町奉行がその執行にあたることとなったことが判明する。

なお右の文中に「享和度伺書之趣」とあるのは右に引用した評定書一座の上申書に「享和度町奉行先役共同書之内、奉行所ニ而召捕候後、其主人領主を引渡之儀掛合有之候分は、糺之上他之引合無之ものニ候とも引渡遣候方ニは有之候」とあることを指すのであろう。<sup>(7)</sup>

時の権力者老中首座の松平康任からの指示、評定所一座の評議およびそれが老中の承認を得たにもかかわらず、寺社奉行井上正春は承伏せず、七月六日老中水野越前守忠邦宛に伺書を提出した。その要旨は

①「御定書上卷ニ有之候万石以上江之御觸ニ茂、一領一家中迄ニ而外ニ障無之ニおゐては不及伺、江戸之御仕置ニ准し自分仕置可申付、但他所江入組候ハ、可相伺と有之、容易ニ道之助江引渡可然と茂治定致兼

②一月寺よりの書面によると友鷲は忠臣であり、また河野瀬兵衛の申口によると仙石左京は悪臣である。友鷲の行為は一概に不届であるとはいえない。

③故に友鷲の身柄は町奉行所より受け取り、寺社奉行所で吟味したい。  
というものであった。<sup>(8)</sup>

右の井上正春の伺書について、七月十九日三奉行による評議が行なわれ（井上河内守と勘定奉行曾我豊後守は欠席）、その評議が町・勘両奉行の連名でつぎのように上申されている。ただし寺社奉行は異存のため、評議一決にはいたらなかったとある。その要旨は①友鷲はさきに処刑をみた河野瀬兵衛と同腹のものである。②左京が不届者なら、家中が安穩である筈はない。③友鷲のことは「一家中限り之義」であるから、「御定書」上卷の規定通り友鷲は仙石道之助家来に引き渡す。④久兵衛門、一月寺とも咎は免れ難いものがある。⑤奉行所で召捕えられたものは公儀の仕置に従うべきであるから、宗法云々と強く申し立てる筋合はない等々であった。<sup>(9)</sup>

ここにいたって老中松平康任——町奉行筒井政憲・勘定奉行曾我助弼のグループにたいし、老中水野忠邦——井上正春を中心とする寺社奉行のグループとの対立が、しだいに鮮明化してくるのである。八月十三日寺社奉行脇坂中務大輔安董より忠邦宛の内密上申書には、友鷲を仙石道之助方に引渡すことについては「町奉行御勘定奉行一致ニ而」と、はっきり指摘しているのである。<sup>(10)</sup>この間、一月寺愛宕より六月二十一日・七月九日・同月二十日の三度にわたり、精力的に友鷲救済の請願書が寺社奉行に提出され、またそのおり友鷲が以前本坊役所に出した三通の書付、ならびに左京の悪事を二三ヶ条にわたって箇条書に

した書付などが、井上正春より水野忠邦へ進達されているのである。<sup>(11)</sup>

評定所での評議が不一致に終わったため、各人が個々に意見書を提出することとなった。脇坂の上申書はたんに寺社奉行の立場に固執することなく、仙石家の家政處理についても配慮を示すなどより広い視点が認められる。また脇坂安董が比較的早い段階で、この件についての見解を述べたものとして注目に値すると思われるため、やゝ長文ではあるが左に挙げておく。

(朱書)  
未七月廿三日中務殿へ受取持歸一覽之上翌廿四日持出返却

(朱書)  
未七月廿三日越前殿江直達

仙石道之助元家来神谷転事友鷲取斗方之儀ニ付見込之趣申上候書付

脇坂中務大輔

仙石道之助元家来神谷転事当時上總国三黒村松見寺看主友鷲引渡方之義ニ付、井上河内守へ取斗方相伺評定所一座江評議ニ御下被成候處、而奉行と同役共見込一決不仕銘々存寄之趣昨廿二日申上候義ニ御座候、然ル處当月廿一日一月寺役僧より、友鷲所持罷在候書面之由、道之助家老仙石左京取斗方等品々申立候書付類井上河内守方江差出、右ニ而は道之助家政向甚混乱いたし居候は無相違候得共、当時伺書差上いまた御模様も相分り不申候内右躰之書面差上候は、思召之程如何と河内守厚心配仕私江内談有之、心配いたし候は尤ニ候得共、当時若進達いたし不申、追而御差図之始末ニ寄、今般之書面夫々御心得ニも相成候義有之候而は恐入候事故、いつれ御手前様方江入御披見候方可然旨及挨拶候ニ付、今廿三日書面類進達仕候、右ニ付厚勘弁仕候處、今般之如く一月寺役僧共深踏込一途ニ友鷲を精忠之ものと見込相圍ひ始末ニ寄候而は、一宗破滅之基と申迄ニ奉行所吟味相願候を直ニ仙石家江引渡候而は縦令実々友鷲不屈ニ無紛候とも疑念難晴所よりして虚無僧共承伏仕間敷、勿論下も方之もの共承伏不承伏ニ寄、奉行所之取斗懸念いたし候筋は毛頭無之候得共、忠義と宗掟とを踏ニいたし惠正論之心得ニ而申上候を邪正弁別も不為致取斗候而は、奉行所之大法更ニ被行不候間、いつれ友鷲は私共懸りニ而吟味之積相成不申候而は難成義と見居、尤左候ハ、道之助家政向之義を是非相糺不申候而は難成様成之と之懸念も有之候得共、此上友鷲吟



味之模様ニ寄同人不届ニ相決候ハ、素異論無之候得共、万一左京吟味いたし不申候而は難成様之場合ニ至り候ハ、其辺を以取斗方をも相伺可申、其上無余儀場合ニ候得は一山一宗之事ニ而増上寺山内之一件等吟味いたし候近例も有之候得共、併先ツは奉行所ニ而一家中限之義を悉打出吟味およひ候は素好ミ候取斗ニ茂無之候間、何カ歟其砌は左京江同意之もの共は道之助方ニ而一同御仕置為申渡、友鷲主家を逃去候不埒も是又奉行所ニおるて相当之御仕置申付候ハ、おのつから一家中之混乱も相治可申哉ニ而、勿論夫とてもいまた見越之事故吟味之上友鷲壹人之不届ニ相決候哉、或は左京等以之外之不届ニ而悉吟味いたし候様可相成哉、何分ニも取極候義は難申上候得共、先ツは前文之趣ニ取斗尚為御取締、万端家政向之義は近親之内江相談いたし候ハ、此節之義は静謐ニ相成可申哉、左候得は河内守相伺候趣は何之通早速御下知有之方ニも可有御座哉ニ奉存候、右躰遮而私カ申上候如何ニ御座候得共、凡之見込不申上候而は御差図之御含ニも相成間敷と奉存候ニ付、私限此段別紙を以申上候

七月廿三日<sup>(12)</sup>

右のような脇坂の上申書にもかかわらず、忠邦はなお慎重であった。翌二十四日水野は三奉行に再度の評議を命じた。そして翌閏七月二十八日にいたって、ようやく三奉行より上申書の提出をみた。町・勘定奉行連名のもは去る七月十九日提出したものの繰り返しであって、とくに目新しい内容のものではなかった。<sup>(13)</sup> それにたいして井上正春のは、去る五月提出のものよりもより具体的であった。<sup>(14)</sup> その要旨は①友鷲の糺しもせず仙石家に引き渡すのは、普化宗の掟書に違反する。②仙石家のよりに元主人の家の者が捕えてよいのであるとかと疑問を投げかけ、その解答として元禄度の觸により、月番老中に何うのが筋である。寺の人別にある者を町奉行が捕えるのは筋違いであるというのであった。また同日寺社奉行堀田相模守(のち備中守)正篤と間部下總守詮勝の連名の上申書では「御定書」上巻にある元禄一〇年(一六九七)の書付の規定と、友鷲とは身分が異なる。友鷲の場合は「全他領人別之もの」である。一月寺では並の出奔者を門弟にしたのではなく、慶長度の宗掟にもとづいた處置であるから、たんなる出奔者を捕え渡すのとは異なり、同一に扱うことはできない。と町・勘定奉行の主張に反論を加

えている<sup>(15)</sup>。

以上のように町・勘定奉行と寺社奉行とが友鷲の處置をめぐる争ったことは、友鷲の身分についての法理論上の争いや、官僚的な縄張り争いというよりも、きわめて政治的なものであったといえよう。最初はたんに町・勘定奉行と寺社奉行との対立にすぎないかのようであっても、町・勘定奉行の背後にあった老中首座松平康任に対し、寺社奉行の背後には影法師のごとき老中水野忠邦の姿が次第に浮びあがり、松平康任派の前にたちはだかつてきた感がする。その最初の契機ともいべきものは、去る七月六日井上正春より水野宛の伺書であろう。また再三にわたって提出をみた一月寺愛璿<sup>あいせん</sup>の歎願書や神谷転の願書等も寺社奉行井上正春を経て水野忠邦のもとに届けられている。さらに寺社奉行より水野忠邦に提出をみたと思われる六月十三日付の岡幸蔵なるものの「風聞書」<sup>(16)</sup>および七月二十六日清水次郎提出の「風聞書」<sup>(17)</sup>等々は、すべて一方的に仙石左京を逆臣であると断定している点では合致する。そのご仙石左京の吟味が行なわれるのであるが、既にその以前において寺社奉行たちの心証は神谷転をはじめ河野瀬兵衛や一月寺等々の主張を是認し、仙石左京を悪臣とみる方角に傾いていたように思われる。それは井上正春の上申書のなかにも見えるところであったが、のちに脇坂のもとで裁判を担当した川路聖謨も同様であった。川路は八月二十日脇坂宛の上申書のなかで

此節風聞等の如に候はゞ、仙石左京儀仙石家江心を懸候段不届至極、何とも可申様無之、家老の身分として諸侯たる事を心懸候は取も不直、謀叛叛逆にて、右等のものゆるがせの御政道有之候はゞ、大国の諸侯家老などの内に出来申間敷とは難申、是即下よりして上を僭し候萌にて、其超過可申様も無之次第に有之、寔以、上の御配慮御至当の御事と奉存候<sup>(18)</sup>、とある。このような寺社奉行グループの主張は水野忠邦を動かし、ついで將軍家齊をも動かしたのであろうか。

七月六日寺社奉行井上正春より老中水野忠邦宛伺書より二ヶ月後（当天保六年には閏七月あり）の八月五日にいたり、事態は一挙に急展開をとげるにいたった。それは將軍の内意をえた水野忠邦の果敢な處置により、八月五日友鷲は町奉行所より寺社奉行のもとに移され、寺社奉行所役宅で吟味をうけることとなった。すなわち同月五日水野忠邦は町奉行筒井政憲に命じ

て、即刻友鷲を寺社奉行井上正春の役宅に移させたのである。

未八月五日

(朱書)  
(寺社奉行間部詮勝)

下總守

越前守殿御直

(町奉行筒井政憲)

伊賀守

江御渡

(勘定奉行曾我助弼)

豊後守

覺

仙石通之助元家来ニ而出奔致候神谷転事友鷲儀、道之助ヲ頼越候とて召捕候儀ハ今更致方も無之、元来町方住居之者ニも無之一月寺江入宗虚無僧ニ相成居候上は、全寺社奉行支配之身分ニ付町奉行ニ而は難取斗筋と存候間、寺社奉行江引渡可被申候事<sup>(19)</sup>

右は寺社奉行対町・勘定奉行の両グループ対立の初期的段階で、老中水野忠邦——寺社奉行ラインの決定的な勝利を意味する。そして以後の事態は従来寺社奉行の主張していた線に沿った展開となり、遂には老中主座松平康任の失脚につながる出来事となった。なお、このころ(あるいは当初)より水野忠邦は、自己の野望を実現するため先任者である松平康任の失脚を狙い、仙石騒動を巧みに利用したとする説もあるが詳らかでない。

友鷲の身柄が町奉行所より寺社奉行役宅へ移されたことにより、事態は一挙に進展をみるにいたった。その契機は右にみた水野忠邦を頂点とする寺社奉行グループの動きだけにとどまらず、御三家の一つである水戸家からの働きかけもあったかと推測されるものがある。友鷲の身柄が町奉行所より寺社奉行役宅に移された翌々日の八月七日、一月寺より水戸家寺社奉行宛に、つぎのような書状が送られている。

未八月八日水戸殿寺社奉行所江差出候書面之由ニ而一月寺役僧愛璿差出役人受取之

(朱書)  
以書付申上候

先達具ニ申上候仙石道之助殿元家来神谷転当時松見寺看主友鷲儀、一昨五日井上河内守様江御請取、脇坂中務大輔様両御掛ニ而御吟味ニ相成候、且友鷲深御仁恕之御扱方ニ而忠誠之規模相頭候有難奉存候、此段申上候以上

八月七日

原田善衛門様<sup>(20)</sup>

## むすび

仙石家元家来神谷転(友鷲)の身柄が町奉行所より寺社奉行井上正春の役宅に移され、やがて吟味が開始されることにより、事態は第二段階に入ったといえよう。この裁判の進行中幕閣間の抗争は一段と激しくなり、また異常な事態がいくつも出現する。しかも將軍家齊の干渉もあり、ますます政争の様相を展開するのであるが、裁判そのものも異例であったといえよう。これらについては稿を改めたい。

権力斗争に敗れた松平康任はやがて老中首座の地位を辞し、まもなく老中職をも辞任するが隠居・謹慎、嫡子康寿は転封を命じられる。仙石久利(藩主)は「家政向不取締」のため拝領高五万八千石余のうち二万八千石余を上知のうえ閉門となった。一方、仙石左京の裁判を担当した川路聖謨は佐渡奉行に栄転し、以後小普請奉行、普請奉行、奈良奉行等々を経て、嘉永五年(一八五二)勘定奉行となる。脇坂安董は褒賞をうけ、天保七年(一八三六)西ノ丸格中格、翌八年本丸老中という異例の出世をみた。水野忠邦はやがて老中首座となり念願を達したのである。このように仙石騒動における幕閣間の抗争ならびにその裁判は、政治上上少なからぬ意義を有するものであったといえよう。

小金一月寺

註

- (1) 当時の川柳や童謡に、つぎのようにある。「仙石は仙台萩の小雛形」。「竹にすゞめは仙石さんの手本」(「竹に雀は仙台さんの御紋」をもじったもので、仙石騒動は仙台騒動を真似たという意味)。
- (2) 宿南保『仙石騒動』(一九七六年)。兵庫県史。国史大辞典。
- (3) 天保六年五月十四日「老中覺書」(「仙石一件」一「旧幕府引継書」)。
- (4) 天保六年六月十七日「町奉行を寺社奉行宛懸合書」(「仙石一件」五)。
- (5) 天保六年六月二十二日「評定所一座より上申書」(「出石紀聞」五「国立公文書館内閣文庫所蔵」)。
- (6)・(7) 前註(5)に同じ。
- (8) 天保六年七月「寺社奉行伺書」(「出石紀聞」五)。
- (9) 天保六年七月「町奉行勘定奉行上申書」(「出石紀聞」五)。
- (10) 天保六年八月十三日「寺社奉行脇坂安董より老中水野忠邦宛内密上申書」(「仙石一件」五)。
- (11) 天保六年七月「一月寺役僧愛濤上申書」他(「仙石一件」二)。
- (12) 天保六年七月二十三日「寺社奉行脇坂安董より老中水野忠邦宛上申書」(「仙石一件」二)。
- (13) 天保六年閏七月二十八日「町奉行・勘定奉行より水野忠邦宛上申書」(「出石紀聞」五)。
- (14) 天保六年閏七月二十八日「寺社奉行井上正春上申書」(「仙石一件」二)。
- (15) 天保六年閏七月二十八日「寺社奉行堀田正篤・間部詮勝上申書」(「出石紀聞」五)。
- (16) 天保六年乙未年六月風説書

仙石道之助様御家来

家老職

但馬国出石住居 仙石 左京

同江戸詰

年寄

神谷七五三

分家弥三郎用人  
右七五三弟  
神谷 転

右転事出奔致し一月寺門弟相成友鷺と改虚無僧ニ相成居を、筒井伊賀守様へ被召捕当時揚屋へ入

右左京壹人ニ而家老職相勤、其外年寄と唱候重役荒木玄蕃始多人数左京随意無之者ハ役儀取放、或ハ滅石又は永之暇等申付、自身悴江御寄合松平主税様ハ縁組致し嫁を貰ひ同所手續を以、去年年中出府之上凡金五六千両音信差出御役家江取入左京威勢益増長仕候趣、主税様ハ御老中松平周防守様御舍弟故右縁続を以御逢も有之趣、然ル所仙石家勝手役河野某と申者左京謀悪を年寄中江内密申聞候段左京薄々聞及ひ少々之仕□を沙汰いたし慎申付、神谷転儀は河野と無二之懇意ニ付左京謀悪之始末河野ハ密々文通を以申遣し候所、左京隨心之者ハ同人江相告候ニ付、即日河野入牢被申付嚴敷責問有之転江申越候始末申立候ニ付、早速転茂国元ハ差越候様江戸表江申来候所、転儀河野江内通露顯其夜出奔行衛不相知候所、兄神谷七五三国元江呼転行衛嚴敷尋被申付候猶又江戸表江申来、転行衛穿鑿之所麻布六軒町柔術之師匠洪川伴五郎世話ヲ以、一月寺江法人致し虚無僧ニ相成居候段、左京差図を以江戸留守居役依田市右衛門河野丹治ハ町奉行筒井伊賀守殿御用人江頼入、転身分召捕引渡之儀掛合、転義横山町往還ニ而被召捕仙石家江可引渡と申立、奉行所吟味請度旨強而申立不容易筋ニ而揚屋入被仰付当時内糺候由、越前守去年年中於国元俄ニ病死は左京毒殺致候義ニ有之、当主幼年ニ付是又毒殺之上左京悴ヲ以家督可為致巧ニ而既ニ随意之者ニは夫々立身仕、忠義之者は追々役儀取放輕キ者ニ而元来内福金子貯有之、随意之者を撰立身為致金子借受、其上領分江用金申付多分之金子左京貯有之謀悪之旨申立候由、

右之趣世上専ら風説仕候、風聞之俣書取奉申上候以上

未六月十三日

岡 幸藏

(17) 右幸藏と申者ハ馬喰町元高木源兵衛手代、当時旅人宿かぎや四郎兵衛寄子ニ相成、寺社奉行内御用向相勤候もの(「出石紀聞」一)。  
天保六年七月「風聞書」清水次郎(「仙石一件」一。前註(16)とほぼ同様の内容である。

(18) 『遊芸園随筆』(「日本随筆大成」新版第一期二三卷、四三〜四四頁)。

(19) 天保六年八月五日、「老中覚」(「出石紀聞」五。「仙石一件」三)。

(20) 天保六年八月七日、一月寺より水戸殿寺社奉行宛「上申書」(「仙石一件」四)。